

## 関連資料 目次

厚生労働省医政局	p. 1
厚生労働省健康・生活衛生局	p. 3
厚生労働省医薬局	p. 6
厚生労働省労働基準局安全衛生部	p. 12
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部	p. 21
厚生労働省老健局	p. 30
厚生労働省保険局	p. 33
こども家庭庁成育局	p. 37
こども家庭庁支援局	p. 39
(参考)	
文部科学省初等中等教育局	p. 42

# 補聴器販売者の技能向上研修等事業

令和6年度当初予算案 36百万円（41百万円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的・背景

補聴器については、その購入に際し消費者トラブルが報告されており、独立行政法人国民生活センターから「補聴器に関して、販売店の知識・技能やサービス体制が十分でない」との問題点が指摘されている。そこで、補聴器の安全で効果的な使用に資するため、質の高い補聴器販売者の養成等に必要な経費を要求するものである。



## 2 事業の概要

### 補聴器販売者技能向上研修

#### <事業内容>

補聴器販売者が適切な補聴器の選定や使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施する。



（実際の研修の様子）



### 補聴器の安全で効果的な使用に関する普及啓発

#### <事業内容>

補聴器の安全で効果的な使用に資することを目的に、補聴器に関する情報等についての普及啓発を実施する。



（リーフレット）



（ポスター）

## 事業概要（背景・課題等）

○ 我が国の医療機器の開発や製品化は、欧米に遅れを取ることが多く、先駆け審査指定制度等により開発を促進させる取組を実施している。今後、国際競争力・効率性の高い医療機器の開発を、重点分野を定めた上でより一層促進するためには、産学官連携による医療機器開発や、開発リスクが高い分野への参入促進を図る必要がある。

○ 本事業では、予後改善につながる診断の一層の早期化、医療従事者の業務の効率化・負担軽減に資する医療機器等の重点分野や小児領域のアンメットメディカルニーズ対策に資する医療機器について、基礎研究の成果を薬事承認につなげ、革新的な医療機器の創出を図るため、産学官連携による革新的医療機器の開発を推進するとともに、疾患登録システム等を活用した革新的医療機器の開発等を支援する。

※ 「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画」の変更について  
(令和4年5月31日 閣議決定)

## 令和6年度予算案のポイント

○ 近年、AI等を活用したプログラム医療機器の開発が進展するとともに、臨床現場から得られた既存の診療情報等のリアルワールドデータ（RWD）を活用した性能評価試験の取扱いの明確化※も進められている。そのため、RWDを教師データとして活用するAIによるプログラム医療機器の開発や、プログラム医療機器を含めた各種の医療機器の有効性評価におけるRWDの活用を推進するなど、RWDを活用した医療機器開発を加速させる。

※ 追加的な侵襲・介入を伴わない既存の医用画像データ等を用いた診断用医療機器の性能評価試験の取扱いについて  
(令和3年9月29日付け 薬生機審発0920第1号 厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長通知)

## 具体的な研究内容等

## ①医療負担の軽減に資する医療機器等の臨床研究・医師主導治験

疾病の早期診断、適切な治療方法の選択、患者負担の大幅な低減、高い治療効果等により医療費適正化や医療従事者等の負担軽減に資する医療機器・体外診断薬等の臨床研究や医師主導治験を支援

## ②小児用医療機器の実用化を目指す臨床研究・医師主導治験

医療ニーズの高い、小児用の小型又は成長追従性の医療機器を開発し、企業への導出を目指す臨床研究・医師主導治験等を支援

## ③高齢者向け医療機器の実用化を目指す臨床研究・医師主導治験

在宅医療の推進に資する医療機器等、高齢者に特徴的な疾病に関する医療機器を開発し、企業への導出を目指す臨床研究・医師主導治験等を支援

## ④革新的医療機器の実用化を目指す非臨床研究（臨床試験に代わる適切な検証的試験）・臨床研究・医師主導治験

革新的な医療機器等を開発し、企業への導出を目指す非臨床研究・臨床研究・医師主導治験等を支援

## 生活習慣病予防のための健康情報サイト

平成20年度から実施された医療制度改革の一環として定められた特定健診・特定保健指導制度の実施に伴い、国民の生活習慣への改善を行うために、科学的知見に基づく正しい情報の国民への発信提供を行っている。

- 生活習慣病予防、健康寿命、健康政策、身体活動・運動、栄養・食生活、休養・こころの健康、歯・口腔の健康、飲酒、喫煙、感覚器などの10分野について、メタボリック対策等に必要な最新情報をウェブサイト (<http://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/>) にて提供。
- 情報提供は、最新の科学的知見に基づかなくてはならないため、情報評価委員会で正式決定した情報を掲載している。

情報評価委員会  
(専門委員)

厚生労働省

e-ヘルスネット  
(WEBでの機能)

情報提供  
(最新情報の提供)

保険者・事業者

国民



# 生活習慣病に関する情報提供サイト「e-ヘルスネット」



サイト内を検索

生活習慣病予防	栄養・食生活	飲酒	健康政策
健康寿命	休養・こころの健康	喫煙	健康用語辞典
身体活動・運動	歯・口腔の健康	感覚器など	執筆者一覧

🏠 e-ヘルスネット > 感覚器など > 聴覚器 > ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）について



## ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）について

ヘッドホンやイヤホンを使い、大きな音量で音楽などを聞き続けることにより、音を伝える役割をしている有毛細胞が徐々に壊れて起こる難聴です。少しずつ進行していくために初期には自覚しにくく、とはいえ失った聴覚は戻りません。大きすぎる音量で聞かない、長時間連続して聞かずに定期的に耳を休ませるなどの予防が重要となります。

### ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）とは

大きな音にさらされることで起こる難聴を「騒音性難聴」あるいは「音響性難聴（音響外傷）」といいます。騒音性難聴は主に、職場で工場の機械音や工事音などの騒音にさらされることで起こります。一方、音響性難聴は、爆発音あるいはコンサート・ライブ会場などの大音量などにさらされるほか、ヘッドホンやイヤホンで大きな音を聞き続けることによって起こります。後者は「ヘッドホン難聴」あるいは「イヤホン難聴」と呼ばれ、近年、特に問題視されています。

WHO（世界保健機関）では、11億人もの世界の若者たち（12～35歳）が、携帯型音楽プレーヤーやスマートフォンなどによる音響性難聴のリスクにさらされているとして警鐘を鳴らしています。<sup>[1]</sup>

### 関連キーワード

- 有毛細胞 >
- 難聴 >

### 関連記事一覧

- 聴覚器 
- 突発性難聴について
- ヘッドホン難聴（イヤホン難聴）について

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp>

# 小児慢性特定疾病児童等への医療費助成の概要

- 小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るとともに、患児データを効率的に収集し治療研究を推進するため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成している。
- 助成対象者は、原則、18歳未満の児童のうち、症状が一定程度の者としている。

## 医療費助成の概要

- 対象者の要件
    - ・ 小児慢性特定疾病（※）にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度であること。
- ※①慢性に経過する疾病であること ②生命を長期に脅かす疾病であること ③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること ④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。
- ・ 18歳未満の児童であること。（ただし、18歳到達時点において本制度の対象になっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者を含む。）
- 自己負担
  - 実施主体
  - 国庫負担率
  - 根拠条文
- 申請者の所得に応じて、治療に要した費用について一部自己負担がある。  
都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市  
1 / 2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2）  
児童福祉法第19条の2、第53条



## 対象疾患群

- ① 悪性新生物
- ② 慢性腎疾患
- ③ 慢性呼吸器疾患
- ④ 慢性心疾患
- ⑤ 内分泌疾患
- ⑥ 膠原病
- ⑦ 糖尿病
- ⑧ 先天性代謝異常
- ⑨ 血液疾患
- ⑩ 免疫疾患
- ⑪ 神経・筋疾患
- ⑫ 慢性消化器疾患
- ⑬ 染色体又は遺伝子  
に変化を伴う症候群
- ⑭ 皮膚疾患
- ⑮ 骨系統疾患
- ⑯ 脈管系疾患

## 対象疾病

- ・ 対象疾病数：788疾病（16疾患群）

## 予算額

- ・ 令和6年度予算（案）：17,161百万円

## 「医療機器」の定義

この法律で「医療機器」とは、  
人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、  
又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすこと  
が目的とされている機械器具等※（再生医療等製品を除く。）であつて、  
政令で定めるものをいう。

（医薬品医療機器法第2条第4項）

※ 機械器具、歯科材料、医療用品、衛生用品並びにプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）及びこれを記録した記録媒体をいう。

### 【福祉用具の定義】

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具をいう。

（福祉用具法 第2条）

# 政令（医薬品医療機器法施行令）

## 別表第一

### 機械器具

- 一 手術台及び治療台
- 二 医療用照明器
- 三 医療用消毒器
- 四 医療用殺菌水装置
- 五 麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊のう及びガス  
吸収かん
- 六 呼吸補助器
- 七 内臓機能代用器
- 八 保育器
- 九 医療用エックス線装置及び医療用エックス  
線装置用エックス線管
- 十 放射性物質診療用器具
- 十一 放射線障害防護用器具
- 十二 理学診療用器具
- 十三 聴診器
- 十四 打診器
- 十五 舌圧子
- 十六 体温計
- 十七 血液検査用器具
- 十八 血圧検査又は脈波検査用器具
- 十九 尿検査又は糞<sup>ぶん</sup>便検査用器具
- 二十 体液検査用器具
- 二十一 内臓機能検査用器具
- 二十二 検眼用器具
- 二十三 聴力検査用器具
- 二十四 知覚検査又は運動機能検査用器具
- 二十五 医療用鏡
- 二十六 医療用遠心ちんでん器
- 二十七 医療用マイクローム
- 二十八 医療用定温器
- 二十九 電気手術器

- 三十 結紮<sup>さつ</sup>器及び縫合器
- 三十一 医療用焼灼<sup>しゃく</sup>器
- 三十二 医療用吸引器
- 三十三 気胸器及び気腹器
- 三十四 医療用刀
- 三十五 医療用はさみ
- 三十六 医療用ピンセット
- 三十七 医療用匙<sup>ひ</sup>
- 三十八 医療用鈎<sup>こう</sup>
- 三十九 医療用鉗<sup>かん</sup>子
- 四十 医療用のごぎり
- 四十一 医療用のみ
- 四十二 医療用剥<sup>はく</sup>離子
- 四十三 医療用つち
- 四十四 医療用やすり
- 四十五 医療用てこ
- 四十六 医療用絞<sup>こう</sup>断器
- 四十七 注射針及び穿<sup>せん</sup>刺針
- 四十八 注射筒
- 四十九 医療用穿<sup>せん</sup>刺器、穿<sup>せん</sup>削器  
及び穿<sup>せん</sup>孔器
- 五十 開創又は開孔用器具
- 五十一 医療用嘴<sup>し</sup>管及び体液誘導管
- 五十二 医療用拡張器
- 五十三 医療用消息子
- 五十四 医療用捲<sup>けん</sup>綿子
- 五十五 医療用洗浄器
- 五十六 採血又は輸血用器具
- 五十七 種痘用器具
- 五十八 整形用機械器具
- 五十九 歯科用ユニット
- 六十 歯科用エンジン
- 六十一 歯科用ハンドピース
- 六十二 歯科用切削器
- 六十三 歯科用ブローチ

- 六十四 歯科用探針
- 六十五 歯科用充填<sup>てん</sup>器
- 六十六 歯科用練成器
- 六十七 歯科用防湿器
- 六十八 印象採得又は咬<sup>こう</sup>合採得用器具
- 六十九 歯科用蒸和器及び重合器
- 七十 歯科用鑄造器
- 七十一 視力補正用眼鏡
- 七十二 視力補正用レンズ
- 七十二の二 コンタクトレンズ(視力補正用のものを除く。)

### 七十三 補聴器

- 七十四 医薬品注入器
- 七十五 脱疾治療用器具
- 七十六 医療用吸入器
- 七十七 バイブレーター
- 七十八 家庭用電気治療器
- 七十九 指圧代用器
- 八十 はり又はきゆう用器具
- 八十一 磁気治療器
- 八十二 近視眼矯正器
- 八十三 医療用物質生成器
- 八十四 前各号に掲げる物の附属品で、厚生労働省  
令で定めるもの

### 医療用品

- 一 エックス線フィルム
- 二 縫合糸
- 三 手術用手袋及び指サック
- 四 整形用品
- 五 副木
- 六 視力表及び色盲検査表

## (続き)

### 歯科材料

- 一 歯科用金属
- 二 歯冠材料
- 三 義歯床材料
- 四 歯科用根管充填てん材料
- 五 歯科用接着充填てん材料
- 六 歯科用印象材料
- 七 歯科用ワックス
- 八 歯科用石膏こう及び石膏こう製品
- 九 歯科用研削材料

### 衛生用品

- 一 月経処理用タンポン
- 二 コンドーム
- 三 避妊用具
- 四 性具

### プログラム

- 一 疾病診断用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次項第一号において同じ。)
- 二 疾病治療用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次項第二号において同じ。)
- 三 疾病予防用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次項第三号において同じ。)

### プログラムを記録した記録媒体

- 一 疾病診断用プログラムを記録した記録媒体
- 二 疾病治療用プログラムを記録した記録媒体
- 三 疾病予防用プログラムを記録した記録媒体

### 動物専用医療機器

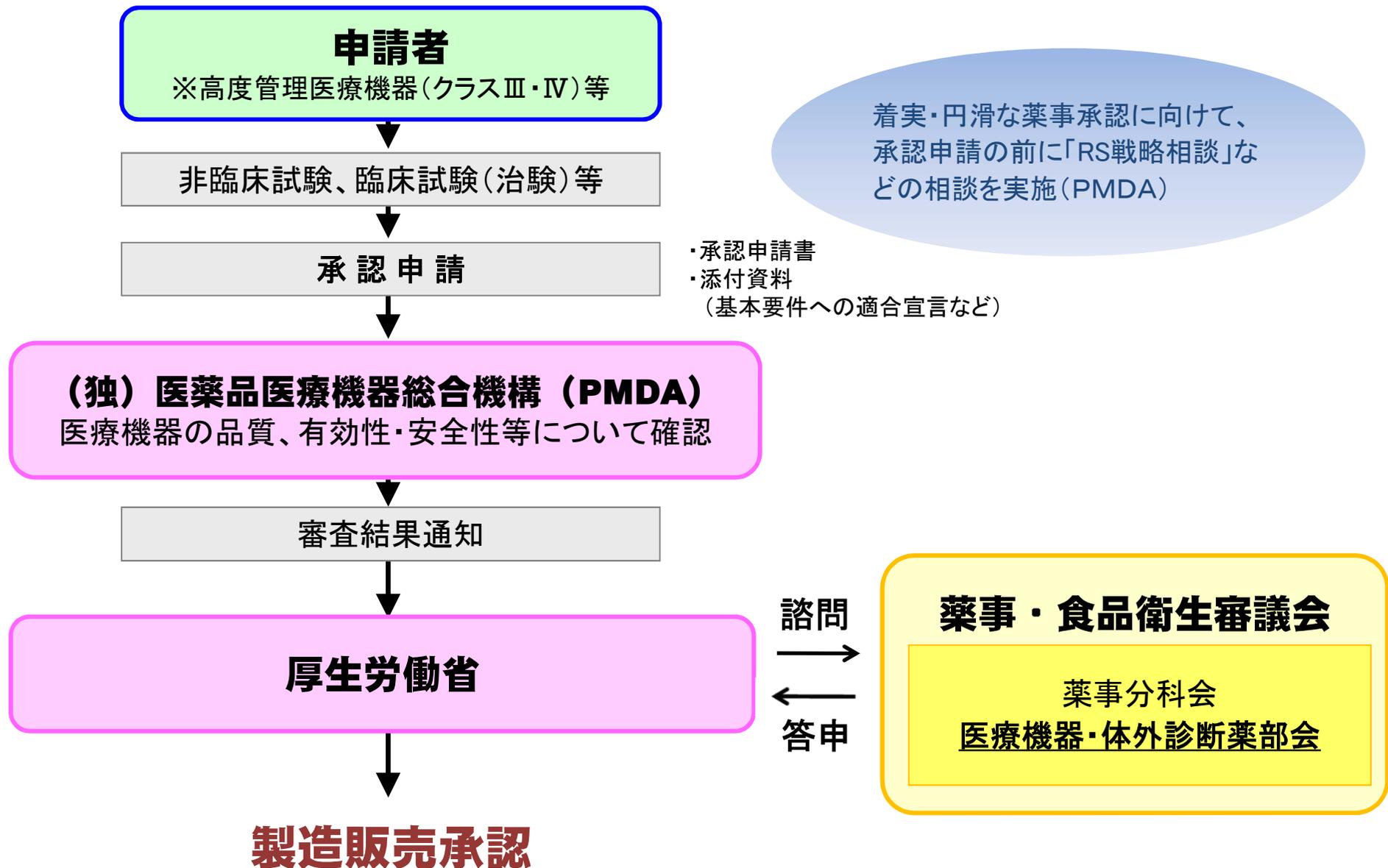
- 一 機械器具の項各号(第八十四号を除く。)及び医療用品の項各号に掲げる医療機器に相当する物で、専ら動物のために使用されることが目的とされているもの
- 二 プログラム
  - イ 疾病診断用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号イにおいて同じ。)
  - ロ 疾病治療用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号ロにおいて同じ。)
  - ハ 疾病予防用プログラム(副作用又は機能の障害が生じた場合においても、動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないものを除く。次号ハにおいて同じ。)
- 三 プログラムを記録した記録媒体
  - イ 疾病診断用プログラムを記録した記録媒体
  - ロ 疾病治療用プログラムを記録した記録媒体
  - ハ 疾病予防用プログラムを記録した記録媒体
- 四 悪癖矯正用器具
- 五 搾子
- 六 受精卵移植用器具
- 七 人工授精用器具
- 八 製品蹄てい鉄及び蹄釘ていちよう
- 九 投薬器
- 十 乳房送風器
- 十一 妊娠診断用器具
- 十二 標識用器具
- 十三 保定用器具
- 十四 前各号に掲げる物の附属品で、農林水産省令で定めるもの

# 医療機器の分類と規制

小 ← リスク → 大

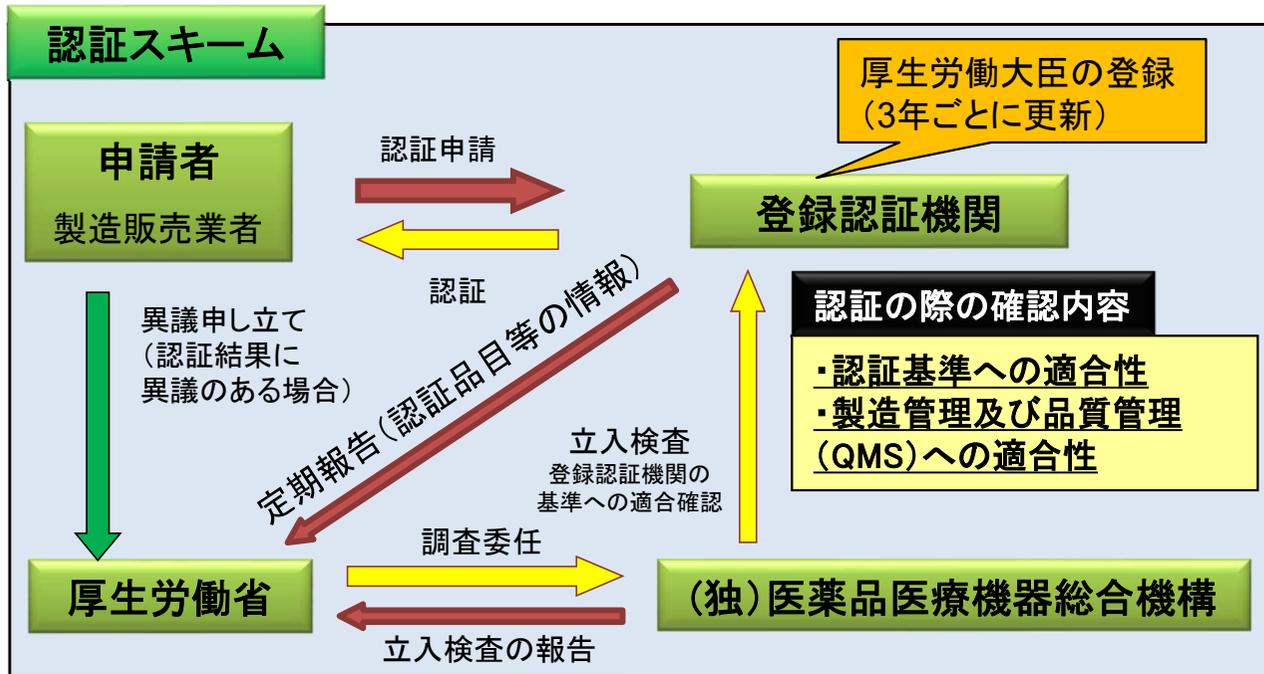
国際分類	クラスⅠ	クラスⅡ	クラスⅢ	クラスⅣ
具体例	<p>不具合が生じた場合でも、<u>人体へのリスクが極めて低い</u>と考えられるもの</p> <p>(例) 体外診断用機器、鋼製小物 (ス・ピンセット等) X線フィルム、歯科技工用用品</p> 	<p>不具合が生じた場合でも、<u>人体へのリスクが比較的低い</u>と考えられるもの</p> <p>(例) MRI装置、電子内視鏡、消化器用カテーテル、超音波診断装置、歯科用合金</p> 	<p>不具合が生じた場合、<u>人体へのリスクが比較的高い</u>と考えられるもの</p> <p>(例) 透析器、人工骨、人工呼吸器</p> 	<p>患者への侵襲性が高く、不具合が生じた場合、<u>生命の危険に直結する恐れ</u>があるもの</p> <p>(例) ペースメーカー、人工心臓弁、ステントグラフト</p> 
医薬品医療機器法の分類	一般医療機器	管理医療機器	高度管理医療機器	
規制	届出	第三者認証	大臣承認 (PMDAで審査)	

# 医療機器の製造販売承認に向けた流れ



# 第三者認証制度について

厚生労働大臣が基準を定めて指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び体外診断用医薬品については、厚生労働大臣の承認を不要として、厚生労働大臣の登録を受けた第三者認証機関が基準への適合性を認証する制度（平成17年4月より施行、高度管理医療機器は平成26年11月より拡大）



### 認証基準策定数（令和6年1月現在）

**高度管理医療機器 12 基準**

**管理医療機器 939 基準**

< 認証基準（管理医療機器）の例 >

医療機器の名称		超音波治療器
基準	日本工業規格	T0601-2-5
	使用目的又は効果	超音波の熱及び非熱生理学的反応による疼痛の緩解、微小マッサージ作用、筋肉痛及び関節痛の軽減

- ### 登録認証機関に対する基準
- 登録（更新）申請の際に適合すべき基準※（薬機法第23条の7第1項第1号）
  - 登録認証機関が基準適合性認証のための審査を行う際に適合すべき基準※（薬機法第23条の9の規定に基づく薬機法施行規則第128条）
- ※国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準
- ISO/IEC 17065: 2012 (JIS Q17065: 2012)
    - ・製品の認証を行う機関に関する基準
  - ISO/IEC 17021: 2014 (JIS Q17021: 2015)
    - ・製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準

- ### 登録認証機関（10機関）
- 第AA号 テュフ ズード ジャパン株式会社※
  - 第AB号 テュフ・ラインランド・ジャパン株式会社※
  - 第AC号 ドイツ品質システム認証株式会社※
  - 第AD号 BSIグループジャパン株式会社※ ※外資系
  - 第AF号 SGSジャパン株式会社※ ※内資系
  - 第AG号 株式会社コスモス・コーポレイション※※
  - 第AH号 一般財団法人日本品質保証機構※※
  - 第AI号 ナノテックシュピンドラー株式会社※※
  - 第AK号 一般財団法人電気安全環境研究所※※
  - 第AL号 公益財団法人医療機器センター※※

# 労働安全衛生法に基づく健康管理

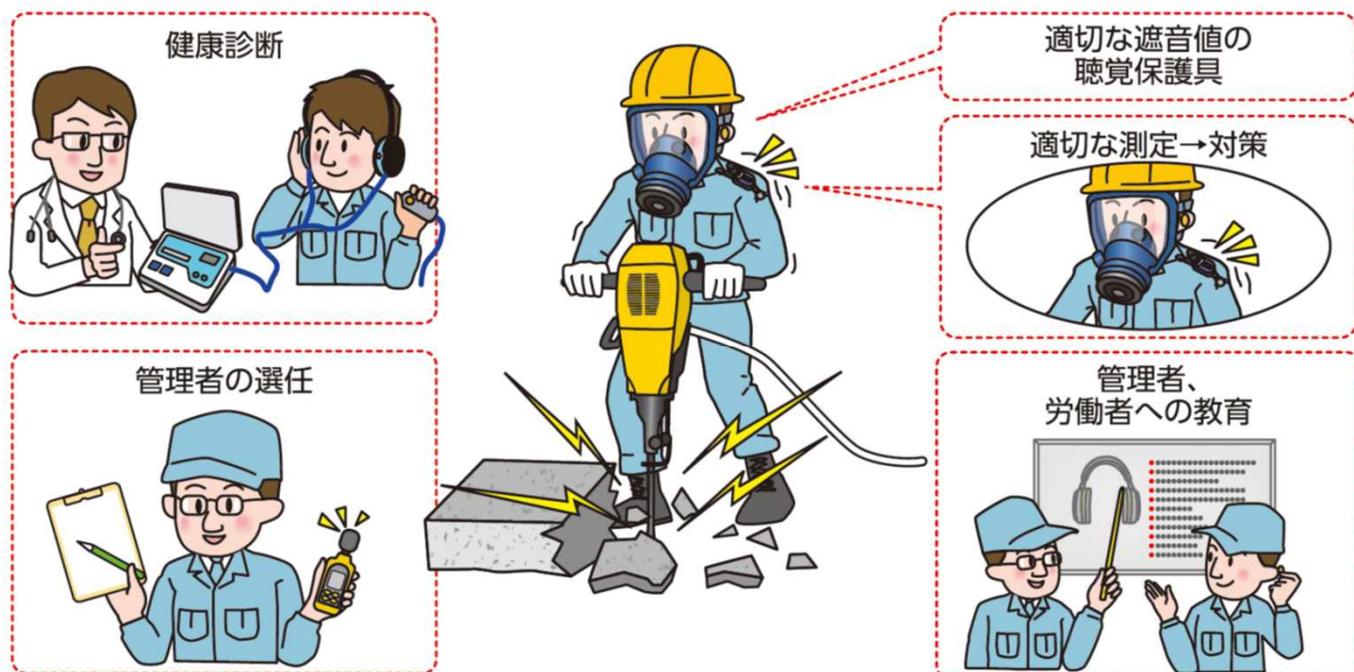
労働安全衛生法では、業務が原因で、労働者が疾病にかかったり、疾病が悪化することを防ぐため、事業者に対し、常時使用する労働者を対象に、年1回、健康診断を実施することを義務付けている（費用は全額事業者負担）。

※労働者にも健康診断を受診する義務がある。  
※違反した事業者には罰則が適用される。

## 【一般健康診断の項目】

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
- ⑧ 血中脂質検査（LDL・HDLコレステロール、TG）
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- ⑪ 心電図検査

# 騒音障害防止のためのガイドライン パンフレット



騒音障害防止対策は、その対象となる全ての作業場において広く浸透しているとは言い難く、更なる対策を進める必要があります。また、近年の技術の発展や知見の蓄積もことから、厚生労働省は2023(令和5)年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。一度失われた聴力は元に戻りません。適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。

## ガイドラインの主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期的健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

ガイドラインについてのより詳細な情報は、ガイドライン本文、解説をご確認下さい。



## ガイドラインの対象

作業環境測定が義務づけられている8作業場（別表第一）

+

騒音が生じる可能性の高い52作業場（別表第二）

における業務

手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場



ハンマーを用いて金属の打撃を行う作業場



車両系建設機械を用いた掘削を行う坑内作業場



etc...

対象作業場の一覧

8ページ

対象以外の作業場でも、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講じてください。

## 事業者責務、製造業者留意事項

対象作業場を有する事業者は、ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めてください。

機械設備等製造業者は、騒音源となる機械設備等について、設計および製造段階からの低騒音化に努めるとともに、騒音レベルに関する情報を公表することが望ましいです。

New

## 労働衛生管理体制

### 管理者の選任

New

- ☑ 衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者を選任し、ガイドラインで定める事項に取り組ませる

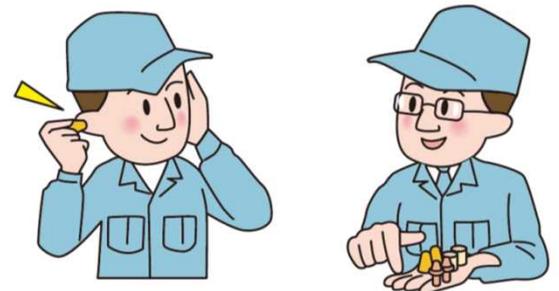
選任に当たっての教育

7ページ

### 元請事業者の責務

New

- ☑ 建設工事現場等において、元請事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるように、指導・援助を行う



元請事業者が行う「指導・援助」とは、例えば、関係請負人が使用する機械・工具は低騒音なものを選定するよう促す、工事現場において関係請負人へ支給・貸与する設備等の騒音によるばく露を低減するための措置を講ずる等がある。

# 測定・評価

- 屋内作業場・・・作業環境測定
  - 坑内作業場・・・定点測定
  - 屋外作業場・・・定点測定 or 個人ばく露測定
- により等価騒音レベルを測定

作業環境測定の場合、下表に基づいて評価し措置  
 作業環境測定以外の場合、測定結果から措置

6月に1回測定するほか、施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合は、その都度測定する。

## 作業環境測定

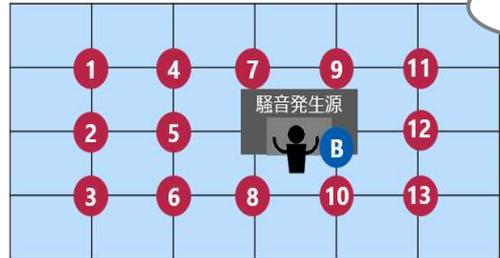
- ✓ 縦、横6m以下の等間隔の線の交点、高さ1.2～1.5mで測定 ①～⑬
- ✓ 音源に近接して行われる場合は、定点測定をあわせて行う B
- ✓ 1測定点につき10分以上継続して行う
- ✓ 表に基づいて評価する

		B測定		
		85dB未満	85dB以上 90dB未満	90dB以上
A測定 平均値	85dB未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB以上 90dB未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

※1 別表第2に掲げる屋内作業場や坑内作業場で、騒音源が移動する場合等は、上記に代えて個人ばく露測定により測定を行うことができる。

※2 屋外作業場で、地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない場所は、左記に代えて等価騒音レベルの推計により測定に代えることができる。

※3 別表第2の作業場について、第Ⅰ管理区分が継続している場所または等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所は省略可



New

## 定点測定

- ✓ 騒音作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、作業が行われる位置で測定する
- ✓ 10分以上継続して行う

## 個人ばく露測定

New

- ✓ 同種の業務に1台以上のばく露計による測定を行う
- ✓ 頭、首、肩の近くにばく露計を装着する
- ✓ 原則終日または半日測定する※
- ✓ ばく露計の落下、覆われに注意する



JIS C1509-1またはIEC 61252に規定する精度を満たすものを用いる

※ 2時間ごとに反復継続する作業を行うことが明らかな場合等、一定時間の測定を行うことで作業時間全体の等価騒音レベルを算定することが可能な場合は、測定の開始から終了までの時間が1時間以上であれば、測定時間を短縮して差し支えない

## 等価騒音レベルの推計

New

$$L_p = L_w - 20 \log_{10} r - 8$$

$L_p$  (dB) : 推計値  
 $L_w$  (dB) : 音響パワーレベル  
 $r$  (m) : 騒音源からの距離

- ✓ 地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない
- ✓ 音響パワーレベルを、機械等に貼付されたシールや銘板、カタログ等で確認する

例：音響パワーレベル100dBのチェーンソーを50cmの距離で使用していた場合

$$L_w = 100$$

$$r = 0.5$$

より、左の式に代入して

$$L_p = 100 - 20 \log_{10} 0.5 - 8$$

$$= 98$$

よって、推計値は98 dBとなる。

## 措置

### 第Ⅰ管理区分・等価騒音レベルが85dB未満

- 作業環境の継続的維持に努めましょう

### 第Ⅱ管理区分・等価騒音レベルが85dB以上90dB未満

- ✓ 作業環境改善のため必要な措置を講じる
- ✓ 必要に応じて聴覚保護具を使用させる
- ✓ 第Ⅱ管理区分の場合は、標識によって、当該場所が第Ⅱ管理区分であることを明示する等の措置をとる

#### Point

New

手持動力工具を使用する業務については、継続して第Ⅰ管理区分または等価騒音レベルが85dB未満の場合を除き、必ず聴覚保護具を使用させる

### 第Ⅲ管理区分・等価騒音レベルが90dB以上

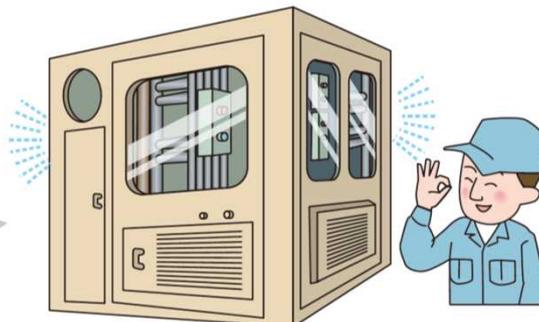
- ✓ 作業環境改善のため必要な措置を講じ、措置の効果を確認するため再度同じ方法で測定を行う
- ✓ 聴覚保護具を利用させる
- ✓ 聴覚保護具の利用を管理者に確認させる
- ✓ 聴覚保護具着用の必要性を見やすい場所に掲示
- ✓ 第Ⅲ管理区分の場合は、標識によって、当該場所が第Ⅲ管理区分であることを明示する等の措置をとる

### 具体的な措置の例

騒音発生源対策  
低騒音型機械の採用



伝播経路対策  
遮蔽物、防音塀等の設置



受音者対策  
耳栓、耳覆いの使用



具体的な措置に当たっては、労働衛生コンサルタント等の専門家の活用を検討しましょう

## 記録

- ✓ 測定、評価、措置を記録する

(例) 作業環境測定を実施した場合の記録事項

- ①測定日時
- ②測定方法
- ③測定箇所
- ④測定条件
- ⑤測定結果
- ⑥評価日時
- ⑦評価箇所
- ⑧評価結果
- ⑨測定および評価を実施した者の氏名
- ⑩測定および評価の結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

※そのほかの場合の記録事項はガイドライン（別紙1～4）参照



## 聴覚保護具

- ☑ 日本産業規格（JIS）T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値の聴覚保護具を選定する
- ☑ 危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話の必要がある場合は、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないよう配慮する
- ☑ 管理者に、労働者に対し聴覚保護具の正しい使用方法を指導させた上で、目視等により正しく使用されていることを確認する

### 代表的な聴覚保護具

<p><b>発泡タイプ（ウレタンフォーム）</b></p> 	<p>ウレタンフォームは細い棒状にして外耳道に挿入し膨らむのを待ちます。持ち手付きの挿入しやすいものもあります。</p> <p><b>&lt;特長&gt;</b> 安価であり、正しく着用すれば、大きな遮音性能があります。</p> <p><b>&lt;注意点&gt;</b> 汚れを保持しやすいので、使い捨ての使用が衛生的です。 最大の遮音性能を得るには、着用の際、しわができないようにできるだけ細く丸めるなどコツが必要です。</p>
<p><b>形成タイプ（形が決まっている耳栓）</b></p> 	<p>ゴム、軟質プラスチック等の弾力性のある素材でだれの耳にもよく合うように作られています。</p> <p><b>&lt;特長&gt;</b> 洗って再利用できるため、変形しない限り長期間使用できます。</p> <p><b>&lt;注意点&gt;</b> 遮音性能は中程度です。</p>
<p><b>イヤーマフ（耳覆い）</b></p> 	<p>イヤーマフ（耳覆い）は音を遮るために耳のまわりを覆うもので柔らかいクッションがついています。騒音レベルに応じて遮音性能が変化するものや、ノイズキャンセリング機能があるものもあります。</p> <p><b>&lt;特長&gt;</b> 脱着が簡単で、騒音源に短時間近づくときなどに有効です。 耳栓と併用することにより、より大きな遮音性能が得られます。</p> <p><b>&lt;注意点&gt;</b> ヘッドバンドがあるため、一般的なヘルメットと同時に使えません。</p>

## 作業時間の短縮

- 作業環境改善のための措置を講じた結果、第Ⅰ管理区分または等価騒音レベルが85dB未満とならない場合は、表を参考に、労働者が騒音作業に従事する時間の短縮を検討しましょう

等価騒音レベル (dB)	85	86	87	88	89	90	91	92
1日のばく露時間	8時間 00分	6時間 20分	5時間 02分	4時間 00分	3時間 10分	2時間 30分	2時間 00分	1時間 35分
等価騒音レベル (dB)	93	94	95	96	97	98	99	100
1日のばく露時間	1時間 15分	1時間 00分	0時間 47分	0時間 37分	0時間 30分	0時間 23分	0時間 18分	0時間 15分

※ 日本産業衛生学会の「許容濃度等の勧告（2022年度）」の中の、VI. 騒音の許容基準にある、「表V1-2. 騒音レベル（A特性音圧レベル）による許容基準」の一部抜粋

## 健康管理

### 雇入時等健康診断

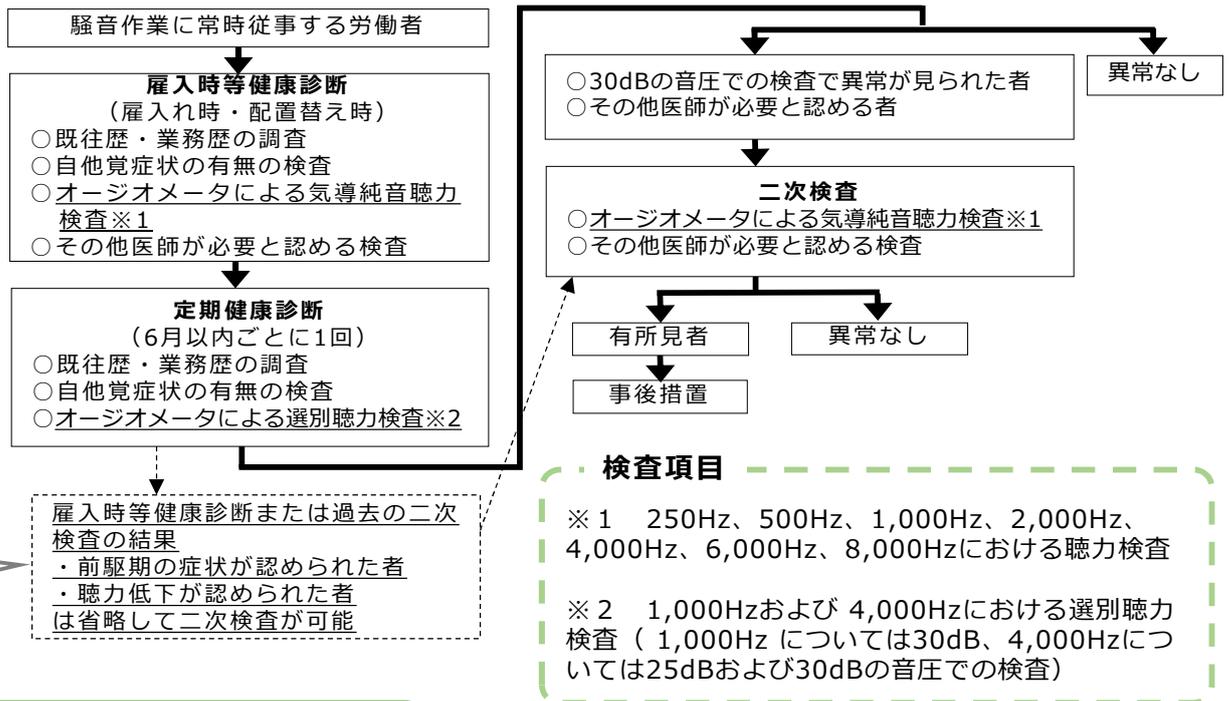
- 聴騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇い入れの際または当該業務への配置替えの際に、医師による健康診断を行う
- 結果を記録し、5年間保存する

### 定期健康診断

- 騒音作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行う  
（第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所または等価騒音レベルが85dB未満であることが継続している場所において業務に従事する労働者については省略可）
- 30dBの音圧での検査で異常が認められる者その他医師が必要と認める者については、医師による二次検査を行う
- 健康診断の結果の評価に基づき、措置を講ずる
- 結果を記録し、5年間保存する
- 実施後遅滞なく、結果を所轄の労働基準監督署に報告する

区分	措置
健常者	一般的聴覚管理
要観察者 （前駆期の症状が認められる者）	第Ⅱ管理区分に区分された場所または等価騒音レベルが85dB以上90dB未満である場所においても聴覚保護具を使用させること その他必要な措置
要観察者 （軽度の聴力低下が認められる者）	
要管理者 （中等度以上の聴力低下が認められる者）	聴覚保護具の使用、騒音作業時間の短縮、 配置転換その他必要な措置

## 健康管理の体系



## 労働衛生教育

### 管理者教育

- 管理者を選任しようとするときは、当該者に対し、表の科目について労働衛生教育を行う

科目	範囲	時間
1 騒音の人体に及ぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	30分
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策 (4) 改善事例	80分
3 聴覚保護具の使用および作業方法の改善	(1) 聴覚保護具の種類および性能 (2) 聴覚保護具の使用法および管理方法 (3) 作業方法の改善	40分
4 関係法令等	騒音作業に係る労働衛生関係法令および本ガイドライン	30分

### 労働者教育

- 騒音作業に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、上表のうち影響の種類、聴力障害、聴覚保護具の種類および性能、聴覚保護具の使用法および管理方法について労働衛生教育を行う

- (注1) 管理者教育の講師は、既に選任されている管理者、労働衛生コンサルタント等、騒音についての知識ならびに騒音対策の実務についての知識および経験を有する者  
労働者教育の講師は、当該作業場の管理者、衛生管理者等騒音についての知識を有する者
- (注2) 第I管理区分に区分されることが継続している場所または等価騒音レベルが85dB未満であることが継続している場所において業務に従事する労働者の教育については省略可

## 計画の届出

- 労働安全衛生法第88条の規定に基づく計画の届出を行う場合、当該計画がガイドラインの対象作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面または図面を添付する

# 対象作業場一覧

## 別表第一

1. 鋸打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
2. ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
3. 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
4. タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
5. 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
6. ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
7. チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
8. 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

## 別表第二

1. インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
2. ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
3. 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
4. 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
5. シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
6. 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
7. 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
8. 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
9. 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
10. 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
11. 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
12. 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
13. ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
14. 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
15. ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
16. 丸のご盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
17. 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
18. 動力により駆動する回転砥石を用いて、のご歯を目立てする業務を行う作業場
19. 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
20. バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場
21. 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
22. 動力によりガasketをはく離する業務を行う作業場
23. 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
24. 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
25. プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
26. みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
27. ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
28. ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
29. 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
30. ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
31. カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
32. モノタイプ、キャスト等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
33. コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
34. 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
35. 高速回転機により印刷の業務を行う作業場
36. 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
37. 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
38. 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
39. 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
40. 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
41. ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
42. 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
43. 岩石又は鋳物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場
44. 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
45. 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
46. 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
47. バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
48. コンクリートカッターを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
49. チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
50. 丸のご盤、帯のご盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
51. 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
52. 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場

ご不明点は、お近くの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。



# 令和4年生活のしづらさなどに関する調査について (全国在宅障害児・者等実態調査)

社会保障審議会障害者部会  
第131回(R4.5.27)資料3より  
抜粋・一部修正

## 1. 概要

- 本調査は、平成23年に、それまで概ね5年毎に実施してきた「身体障害児・者等実態調査」及び「知的障害児(者)基礎調査」を統合・拡大する形で、在宅の障害児・者及び難病等により日常生活のしづらさが生じている方の生活実態と支援ニーズを把握することを目的として創設された調査。
- 前回平成28年の調査から5年後にあたる令和3年中に本調査の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の流行を背景に延期とした。
- 他の統計調査の実施状況等も踏まえ、令和4年中に本調査を実施することとする。
- 令和4年の調査は、前回平成28年の調査の内容を基礎としつつ、厚生労働科学研究班の研究成果を踏まえ、調査項目等に必要な修正を行った上で実施する。

## 2. 調査の内容

### (1) 調査事項

- ① 調査対象者の基本的属性に関する調査項目  
年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等
- ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス  
障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

### (2) 調査対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・知的障害、発達障害、高次脳機能障害、難病と診断されたことがある方
- ・上記のいずれにも該当しないが、慢性疾患などの長引く病気やけが等により日常生活のしづらさが生じている方

### (3) 調査方法

- ・調査員が調査区内の世帯を訪問し、調査趣旨等を説明の上、調査対象者の有無を確認。
- ・調査対象者がいる場合は、本人又はその家族等に調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼。
- ・調査票は、調査対象者本人又は代筆者が記入する。

## 3. 調査のスケジュール

令和4年12月 調査員による調査を実施  
令和5年度 調査票の集計及び公表に向けたとりまとめ  
令和6年度当初(予定) 調査結果の公表

# 難聴に関連する調査研究事業(令和5年度)

## 障害者総合福祉推進事業

### ■ 難聴児支援に係る中核機能の質の向上に関する調査研究

(令和5年度 障害者総合福祉推進事業)

難聴児の支援に当たっては、乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様であることから、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の強化を含む、難聴児の療育の質の向上に向けた、難聴児支援に係る中核機能の向上に向けた取組が必要であり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における対応も含めた、今後の施策の在り方について検討する。

## 厚生労働科学研究 障害者政策総合研究事業

### ■ 医療現場における対面および遠隔での手話通訳を介したコミュニケーション時に生ずる意思疎通不全要因の研究

(令和4~6年度 厚生労働科学研究 障害者政策総合研究事業)

- ・ 医療従事者、手話通訳者等を対象とした医療現場等(オンライン診療を含む)における手話を介したコミュニケーションの現状と課題に関する調査の実施
- ・ 関係する倫理的な指針やガイドライン等の海外文献を含めた調査の実施
- ・ これらを踏まえた、医療従事者及び手話通訳者による望ましい具体的支援策の提案と検証、ならびにその支援策が記載されたリーフレット、小冊子、研修教材(動画等)等の開発

### ■ 人工内耳装用児の言語能力向上のための効果的な療育方法の確立に向けた研究

(令和4~6年度 厚生労働科学研究 障害者政策総合研究事業)

- ・ 聴覚刺激に対する反応や言語活動等における、人工内耳装用児とそれ以外の児の脳活動イメージング等の手法を活用した脳活動の差異に関する評価の実施
- ・ きこえと言語能力の関連性を定量的に評価する指標の開発
- ・ 人工内耳の適応年齢の考察に資する脳科学的評価の実施
- ・ 人工内耳装用児に対する標準的な療育方法の確立に向けたエビデンスの確立(脳科学研究、文献調査等)
- ・ これらの成果を踏まえた、地域での人工内耳装用児の療育体制の向上に向けた取り組みの方向性の提案

### ■ 難聴児の手話療育体制整備に関する研究

(令和5・6年度 厚生労働科学研究 障害者政策総合研究事業)

- ・ 手話を用いた療育に関する科学的知見の整理
- ・ 児童発達支援センターや海外における難聴児への手話を用いた療育の実態の把握
- ・ 児童発達支援センター等で難聴児に手話を用いた療育を実施する人材を育成するプログラムの検討

# 自立支援医療制度の概要

## 根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定(月額総医療費の1割がこれに満たない場合は1割)

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分(3割)と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実施主体 : 【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負担割合 : 【更生医療・育成医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4 【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

支給決定件数 : 【更生医療】291,003件 【育成医療】14,220件 【精神通院医療】2,470,960件 ※令和4年度

## 対象者

更生医療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

育成医療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

## 対象となる医療の例

(更生医療・育成医療)

肢体不自由 … 関節拘縮 → 人工関節置換術

視覚障害 … 白内障 → 水晶体摘出術

聴覚障害 … 高度難聴 → 人工内耳埋込術

内臓障害 … 心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害 → 腎移植、人工透析 肝臓機能障害 → 肝移植

<先天性内臓障害> 鎖肛 → 人工肛門の造設 ※ 育成医療のみ

(精神通院医療)

精神科専門療法

訪問看護

# 補装具費支給制度の概要

※「身体障害者福祉法」(昭和25年度)「児童福祉法」(昭和26年度)を、障害者自立支援法で一元化(平成18年10月)

## 1. 制度の概要

### 1. 目的

- ① 障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること
- ② 障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長すること

### 2. 実施主体…市町村

3. 対象者…補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等(※難病患者等については、政令に定める疾病に限る)

4. 申請方法…障害者又は障害児の保護者が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村長の決定により、「補装具」の購入又は修理に要した費用の額(基準額)から利用者負担額を除いた額(補装具費)の支給(※)を受ける。

※補装具費の支給は、障害者総合支援法第6条に基づく自立支援給付の一つである。

## 2. 補装具とは

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの。

○厚生労働省令で定める基準… 次の各号のいずれにも該当するもの。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

○厚生労働大臣が定めるもの…具体的には厚生労働省告示で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等を規定

【身体障害者・身体障害児共通】…義肢 装具 座位保持装置 視覚障害者安全つえ 義眼 眼鏡 補聴器 人工内耳(修理のみ)

車椅子 電動車椅子 歩行者 歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く) 重度障害者用意思伝達装置

【身体障害児のみ】…座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

## 3. 費用負担

(1) 公費負担…国：50/100、都道府県：25/100、市町村：25/100

(2) 利用者負担…原則1割であるが、世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

- ただし、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には補装具費の支給対象外。
- 生活保護への移行防止措置あり

# 補装具イメージ集



義肢

※筋電義手…筋収縮時に発生した皮膚表面で計測される表面電位を用いて制御する電動義手



装具



座位保持装置



肢体不自由者の補装具



視覚障害者の補装具



聴覚障害者の補装具



重度障害者用意思伝達装置



障害児の補装具

# 令和6年度補装具の基準額改定(案)の主な内容について

## 主な改定案の内容

補装具の種目 (名称)	現行基準額 (円)		新基準額 (円)	
義肢 (下腿義足) (採型料)	81,800	➡	86,500	(+4,700)
短下肢装具 (採型料)	16,000	➡	17,000	(+1,000)
足底装具 (採型料)	従来 of 採型方法	➡	11,600	(+700)
	新たな採型方法		—	( — )
座位保持装置 (フレーム)	53,400	➡	57,200	(+3,800)
車椅子(※)	基本価格：採寸、適合等		—	( — )
	本体価格：フレーム、シート等	➡	100,000	(▲10,000)
補聴器 (耳あな型)	137,000	➡	144,900	(+7,900)
視覚障害者安全つえ (折りたたみ式)	4,400	➡	5,200	(+800)
歩行補助つえ (多脚つえ)	6,600	➡	7,600	(+1,000)
重度障害者用意思伝達装置 (視線検出入力装置)	180,000	➡	220,000	(+40,000)

(※)車椅子については、製作に必要な採寸、適合等にかかる基本価格を新設するとともに、より経済的なモジュラー型車椅子が主流化していることを踏まえ、本体価格(車椅子を構成するフレーム、シートなど)の金額を適正化。

# 日常生活用具給付等事業の概要

## 1. 制度の概要

- 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。
  - ・実施主体 市町村
  - ・対象者 日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（※難病患者等については、政令に定める疾病に限る）として**市町村が定める者**
  - ・申請方法 市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。

## 2. 対象種目

- 以下の「**用具の要件**」をすべて満たすものであって、「**用具の用途及び形状**」のいずれかに該当するものについて**市町村が定める種目**。

### 【用具の要件】

- ・障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ・障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの
- ・用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

### 【用具の用途及び形状】

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等その他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

## 3. 利用者負担

- **市町村の判断**による。

# 意思疎通支援事業等の推進 (地域生活支援事業)

令和6年度当初予算案 505億円の内数 (504億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえると、全ての障害のある方々が、社会の様々な分野において必要な情報の取得や利用、円滑な意思疎通を行うことができるようにする体制を整備することが喫緊の課題となっている。

このため、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の派遣や市町村が行う意思疎通支援事業(手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等)などの支援体制の構築を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 1. 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業(都道府県必須事業)

#### (1) 事業内容

- ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業  
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業  
コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業  
複数市町村の住民が参加する会議等、市町村等での対応が困難な場合に、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する。

(2) 実施主体：都道府県、指定都市及び中核市(団体等への委託も可能)

(3) 補助率：国1/2以内

### 2. 意思疎通支援事業(市町村必須事業)

#### (1) 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通支援を実施する。

(2) 実施主体：市町村(団体等への委託も可能)

(3) 補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内

### 3. 手話奉仕員養成研修事業(市町村必須事業)

#### (1) 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。

(2) 実施主体：市町村(団体等への委託も可能)

(3) 補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内

## 3 事業実績

※令和3年度地域生活支援事業の実績のある自治体割合等

### ■ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業(都道府県等)

- ① 手話通訳者・要約筆記者 41.1% (R3: 53自治体、R2: 54自治体)
- ② 盲ろう者向け通訳・介助員 62.8% (R3: 81自治体、R2: 74自治体)
- ③ 失語症者向け意思疎通支援者 13.2% (R3: 17自治体、R2: 7自治体)

■ 意思疎通支援事業(市区町村) 77.7% (R3: 1,353自治体、R2: 1,325自治体)

■ 手話奉仕員養成研修事業(市区町村) 54.6% (R3: 950自治体、R2: 705自治体)

## 【推進内容】

自治体によって、障害種別ごとの実施状況が異なっているため、障害種別ごとの事業を実施する自治体の割合**100%達成**に向けて、実施状況の公表等を通じて取組を推進

# 障害者自立支援機器等開発促進事業

[令和6年度予算案 124,000千円] (令和5年度予算 110,000千円)

## 1 事業の目的

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発においては、障害像が個別・特異的で多岐にわたるため障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが非常に難しい。またマーケットが小さく技術はあるが開発や製品化及び事業化が進まない状況にある。このため、ニーズとシーズのマッチングを促進するために、開発企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行うとともに、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえ開発を始める事で支援機器の製品化及び事業化を加速する人材を育成する取組に対して助成を行う。

## 2 事業内容

- (1) 障害者の自立支援機器の開発（実用的な支援機器の製品化）に対する助成  
①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業、③指定補助金等の交付等に関する指針に基づく事業
- (2) ニーズ・シーズマッチング強化事業
- (3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業

## 3 実施主体

民間団体（公募）

## 4 補助率

- (1) は、中小企業 2/3（※(1)-(2)(3)は初年度のみ10/10）、大企業・公益法人 1/2
- (2)・(3) は、定額（10/10相当）

ニーズの把握・特定、コンセプト生成

試作機開発、実証実験、製品化

製品の普及

### (3) 自立支援機器等イノベーション人材育成事業

デザイン思考等を用いた開発プロセスを体系的に学ぶワークショップの開催

### (2) ニーズ・シーズマッチング強化事業

障害者や支援者のニーズ（課題や要望）と企業や研究者等のシーズ（技術）のマッチングを強化

### (1) 自立支援機器開発費用の補助事業

実用的な支援機器の開発に要する費用を補助  
※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないものが対象

モニター評価

※モニター評価を繰り返し、実用的な製品化を行う。

実用的な支援機器の製品化

情報収集・現場観察など

ニーズ  
(ユーザー・支援者等)

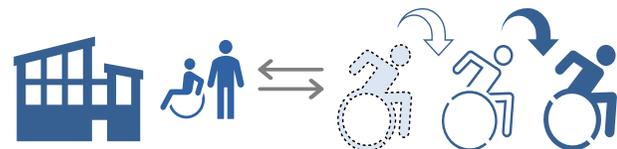
ワークショップ

シーズ  
(開発・研究者等)

マッチング

支援機器に関するニーズ、生活における困りごと等を開発側に伝える。

障害当事者との意見交換にてニーズを把握、開発の着想を得る。



# ○高齢者に対する補聴器のフィッティングに関する調査研究事業（令和2年度老人保健健康増進等事業）

※ 実施主体：日本補聴器販売店協会

## 【検討委員（敬称略）】

- ・小川郁（慶應義塾大学）【委員長】
- ・内田育恵（愛知医科大学）
- ・梅垣宏行（名古屋大学）
- ・白濱雅之（日本認知症本人ワーキンググループ）
- ・矢沢由多加 他1名（テクノエイト協会）
- ・成沢良幸 他1名（日本補聴器工業会）
- ・阿部秀実 他1名（日本補聴器技能者協会）
- ・佐藤 誠 他1名（日本補聴器販売店協会）

## （1）アンケート調査等

- ・加齢ともみられる物忘れや認知機能の低下のみられる高齢者への、補聴器の利用（購入）時の対応等に関する調査を実施。
- ・実施対象：全国の認定補聴器専門店等に勤務する認定補聴器技能者等

## （2）手引きの作成：補聴器販売従事者のための手引き（高齢者に対する補聴器フィッティングの留意点）

- ・対象：補聴器販売従事者
- ・内容：高齢者の特徴、認知症等に関する基礎知識、高齢者との接し方  
高齢者（認知機能の低下がある者含む）への補聴器フィッティングに当たっての留意点や好事例 等

## 補聴器販売従事者のための手引き（高齢者に対する補聴器フィッティングの留意点）目次

### 【基礎知識】

- 1 高齢者の特徴 … 加齢と老化等
- 2 認知症の基礎知識 … 認知症への気付き等
- 3 高齢者との接し方 … 高齢期に見られる難聴の特徴の理解等

### 【アンケート調査報告】

- 1 調査概要、
- 2 アンケート結果（技能者）
- 3 アンケート結果（顧客）、
- 4 アンケートの分析・考察

### 【現地調査報告】

- 1 補聴器フィッティングの流れ … 事前フィッティング、聞こえの測定、補聴器の選択、補聴器の調整、歩調効果の確認、補聴器装用のケア
- 2 認定補聴器技能者インタビュー
- 3 店舗での高齢者のお客様への配慮の例

### 【まとめ】

- 1 補聴器販売店の方へ … 認知症チェックリスト等
- 2 補聴器の活用 … 補聴器フィッティング、継続使用・アフターケアの留意点
- 3 知っておきたい制度や知識

## 補聴器販売 従事者 のための手引き

高齢者に対する  
補聴器フィッティングの留意点

一般社団法人  
日本補聴器販売店協会

一般社団法人日本補聴器販売店協会を通じて、加盟の補聴器販売店に送付。

HP上でも公表 <https://www.jhida.org/shop/book.php>

○自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究事業  
 (令和2年度老人保健健康増進等事業) ※ 実施主体:PwCコンサルティング合同会社

- 認知症の要因の一つとして難聴が指摘されており、難聴がQOLや認知機能に影響を与え、介護予防や生活の質を維持していく上でも重要なテーマとなっている。
  - こうした中、難聴高齢者の適切な補聴器利用に向けた取組の課題及び対策を検討するため、自治体における難聴高齢者の把握の取組の実態把握を実施。(座長 内田 育恵 (愛知医科大学))
    - ・ 難聴高齢者の把握から適切な補聴器の使用に至るまでのプロセスについて整理し、ステップごとの実施状況について明らかにすることを目的としてアンケート調査を実施。
    - ・ 実施対象：全国の市区町村 (1741団体 回収数940団体 (有効回収率54.0%))
    - ・ 調査項目：難聴高齢者を積極的に把握する取組として聴力検査を行っている自治体 0.4% (4自治体)  
 難聴高齢者への補聴器購入の公的助成を行っている自治体 3.8% (36自治体)
- ⇒ 現行では、自治体における難聴高齢者の把握の取組が十分ではないが、先進自治体の取組などを周知していく。

自治体における難聴高齢者支援の取組状況

大分県での事例  
 地域の通いの場での「きこえ」に関するチェックシート作成事例

- 作成の背景・経緯
  - ・ 大分県では2019年に地域の通いの場参加率全国1位であったが、それ以降、横ばいから減少傾向にあったため、通いの場の実施方針等の転換が必要であった。
  - ・ そのため、検討会を立ち上げ、検討を進めていたが、地域の通いの場の運営に関するマニュアルに「きこえ」に関するチェック項目が明示されていなかったため、検討委員の言語聴覚士が中心となって、ヒアリング項目を作成した。
- 作成の効果
  - ・ 当時、認知症と難聴の関連が示唆された研究結果もあったことから、ヒアリングフレイルの重要性を大分県内の地域の通いの場でも認識してもらうのに役立つと考えられる。
  - ・ なお、実際の現場での活用は2021年度以降を想定しており、活用現場での反応等について確認する予定である。

- 大分県で検討したヒアリング項目
  - (1)会話をしているときに聞き返すことがよくある
  - (2)相手の言ったことを推測で判断することがある  
 ※会話の相手が話している内容が聞き取れなかった時、推測で言葉来判断することがある場合を指す。相手の気持ちへの推測は含まない
  - (3)電子レンジの「チン」という音やドアのチャイムの音が聞こえにくい
  - (4)家族にテレビやラジオの音量が大きいといわれることがよくある  
 ※自分ではそう感じていなくても、家族に言われる場合を含む
  - (5)周囲の環境(周りがうるさい、集会のように複数の人の話し声がある場合)によって、2人での会話に比べ何と言っているのかわかりづらいことがある。

金沢での事例  
 医師会を中心とした聴力検診の実施

- 実施の背景・経緯
  - ・ 金沢市では金沢市耳鼻咽喉科医会の要望に端を発し、2000年より金沢市が実施する「すこやか検診」の中で、金沢市医師会が金沢市の委託を受け実施している。
- 実施内容
  - ・ 通常の健康診断で行う1000Hz、4000Hz以外の高音領域(~8000Hz)、低音領域(~250Hz)も医療機関にて検査し高齢者の難聴把握に努めている。

対象者	・ 65～74歳で前年度未受診者 ・ 金沢市が発行する「健康診査受診券」を持参する方
検診方法	・ 問診 ・ 耳鏡検査 ・ 標準純音聴力検査(気導・骨導) 250Hz 500Hz 1000Hz 2000Hz 4000Hz 8000Hz
検診結果	・ 結果は良聴耳の4分法により判定 正常、軽度低下、中等度障害、高度障害 ・ 聴力障害の原因も伝達 ・ 検診結果は受診者に医師が直接知らせる ・ 詳しい検査が必要となる場合は保険診療にて実施。
検診料金 請求等	・ 検診料金 1件3,360円 ・ 患者負担金 1件500円 ※70歳以上などの一部対象者は無料

- 実施の効果
  - ・ 検査結果を受けて、補聴器装用までつながらないことが多いことは課題であるが、医師の診断をもとに補聴器装用をしたほぼすべての高齢者からはつけてよかったとの声があがっている。
  - ・ 補聴器装用につなげることができれば、生活の質の向上につながる。

# 難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業

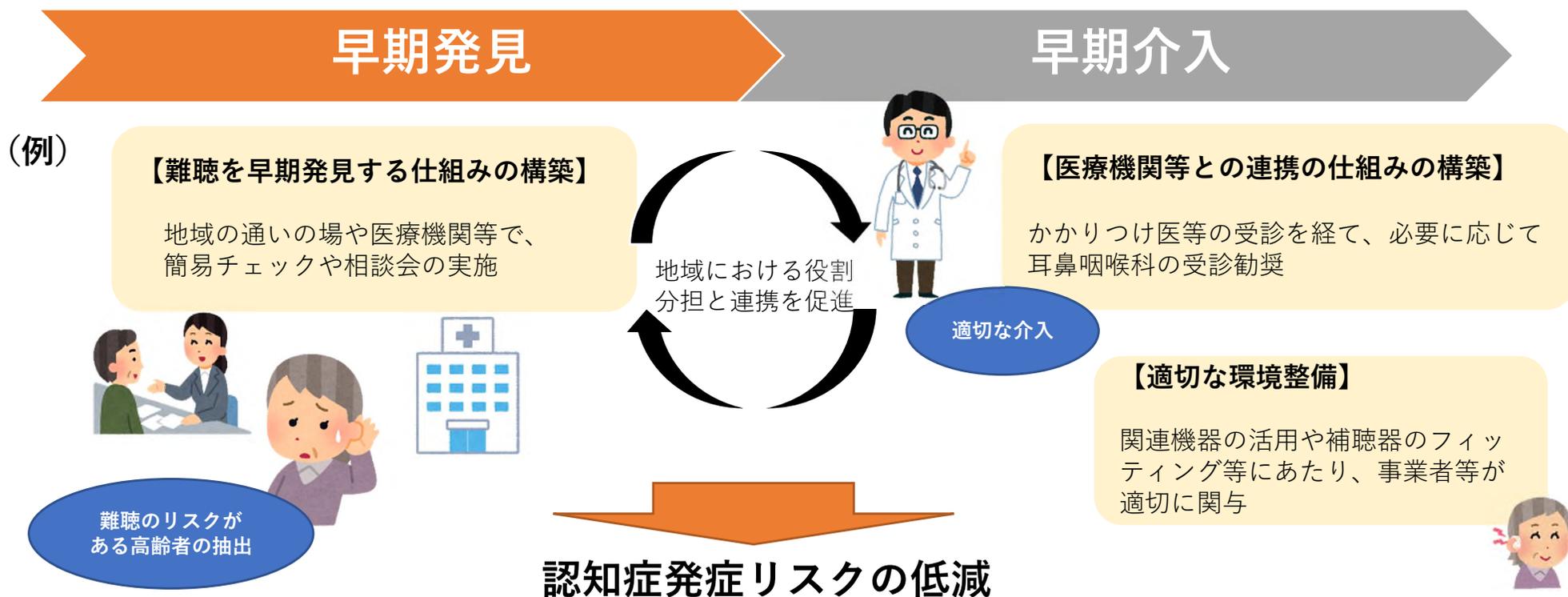
令和5年度老人保健健康増進等事業

厚生労働省 老健局

## 【事業背景・目的】

- ・ 難聴は、生活障害となるのみならず、認知症発症の危険因子の一つと報告されており、難聴高齢者の早期発見や適切な介入に向けた仕組みの構築が求められる。
- ・ 本事業では、難聴の専門家の参画を得ながら、通いの場など高齢者が集まる場や外出機会が少ない高齢者が受診する医療機関等において難聴のリスクがある高齢者を抽出し、適切な介入につなげるモデル事業を複数の市町村で実施した上で、有識者等により組織する委員会において課題分析等を行い、報告書としてとりまとめる。その際、事業者を含めて関係者の役割等についても分析する。

※令和2年度の老健事業の成果も活用する。



# 賃上げに係る評価の全体像

## ベースアップ評価料

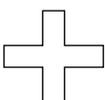
**看護職員、病院薬剤師その他の医療関係職種（40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者を除く）について賃上げを実施していくための評価**

### ① 外来・在宅医療の患者に係る評価、訪問看護ステーションの利用者に係る評価

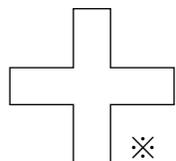
外来・在宅ベースアップ評価料(I)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)、訪問看護ベースアップ評価料(I)

・ 届け出が必要、初再診料等に評価を上乗せ（区分は設けない）

**(新) 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 初診時 6点 再診時 2点 等**



※ ①による対象職員の賃上げが、一定の水準（給与総額の1.2%増）に達しないと見込まれる無床診療所、訪問看護ステーションのみ



※ 入院に携わる職員のための評価

### ①' 賃金増率が低い場合の①への上乗せ評価

外来・在宅ベースアップ評価料(II)、歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)、訪問看護ベースアップ評価料(II)

・ 一定の水準（対象職員の給与総額の1.2%）に達するため、評価の区分（8区分）を計算し、届出を行った施設について、①の評価へ上乗せ

**(新) 外来・在宅ベースアップ評価料(II) 等**

病院、有床診療所

### ② 入院患者に係る評価

入院ベースアップ評価料

・ 必要な評価の区分（165区分）を計算し、届出を行った施設について、入院料等に評価を上乗せ

**(新) 入院ベースアップ評価料（1日につき）**

<b>1</b>	入院ベースアップ評価料 1	<b>1点</b>
<b>2</b>	入院ベースアップ評価料 2	<b>2点</b>

↓

<b>165</b>	入院ベースアップ評価料 165	<b>165点</b>
------------	-----------------	-------------

- ・ 対象職員の賃上げの計画及び実績について、毎年報告
- ・ ベースアップ評価料においては、算定した評価は、対象職員の賃上げ（ベースアップ等）に用いる必要（令和6年度から令和7年度への繰り越しは可）

## 初再診料、入院基本料等の引き上げ

**40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師、事務職員、歯科技工所等で従事する者の賃上げに資する措置**

・ 賃上げの計画及び毎年の実績（各年）についてベースアップ評価料①～③に伴う報告や抽出調査等により把握

# 小児抗菌薬適正使用支援加算の見直し

## 小児抗菌薬適正使用支援加算の見直し

- 小児の外来診療における抗菌薬の適正使用を推進する観点から、小児抗菌薬適正使用支援加算の対象疾患について見直す。

### 現行

#### 【小児抗菌薬適正使用支援加算】

##### 【算定要件】（抜粋）

急性気道感染症又は急性下痢症により受診した患者であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、月1回に限り80点を所定点数に加算する。



### 改定後

#### 【小児抗菌薬適正使用支援加算】

##### 【算定要件】（抜粋）

急性気道感染症、**急性中耳炎、急性副鼻腔炎**又は急性下痢症により受診した患者であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しないものに対して、療養上必要な指導及び検査結果の説明を行い、文書により説明内容を提供した場合は、小児抗菌薬適正使用支援加算として、月1回に限り80点を所定点数に加算する。

（参考）耳鼻科小児抗菌薬適正使用支援加算（令和4年度診療報酬改定において新設）

耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算 80点

##### 【算定要件】（概要）

急性気道感染症、急性中耳炎又は急性副鼻腔炎により受診した6歳未満の乳幼児に対して、耳鼻咽喉科処置を行った場合であって、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性が認められないため抗菌薬を使用しない場合において、療養上必要な指導等を行い、文書により説明内容を提供した場合は、所定点数に加算する。

# 疾患別リハビリテーション料の実施者別区分の創設等

## 疾患別リハビリテーション料の実施者別区分の創設

- NDB・DPCデータにより疾患別リハビリテーションの実施者ごとの訓練実態を把握可能となるよう、疾患別リハビリテーション料について、リハビリテーションを実施した職種ごとの区分を新設する。

現行	改定後
<p>【心大血管疾患リハビリテーション料】</p> <p>1 心大血管疾患リハビリテーション料（I）（1単位） <u>205点</u>                      （新設）                      （新設）                      （新設）                      （新設）                      （新設）</p>	<p>【心大血管疾患リハビリテーション料】</p> <p>1 心大血管疾患リハビリテーション料（I）（1単位）  <b>イ</b> 理学療法士による場合 <u>205点</u>  <b>ロ</b> 作業療法士による場合 <u>205点</u>  <b>ハ</b> 医師による場合 <u>205点</u>  <b>ニ</b> 看護師による場合 <u>205点</u>  <b>ホ</b> 集団療法による場合 <u>205点</u></p>
<p>【脳血管疾患リハビリテーション料】</p> <p>1 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）（1単位） <u>245点</u>                      （新設）                      （新設）                      （新設）                      （新設）</p>	<p>【脳血管疾患リハビリテーション料】</p> <p>1 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）（1単位）  <b>イ</b> 理学療法士による場合 <u>245点</u>  <b>ロ</b> 作業療法士による場合 <u>245点</u>  <b>ハ</b> 言語聴覚士による場合 <u>245点</u>  <b>ニ</b> 医師による場合 <u>245点</u>                      ※他の疾患別リハビリテーション料についても同様</p>

## 呼吸器リハビリテーション料の見直し

- 術前の呼吸器リハビリテーションの有効性に関するエビデンスを踏まえ、呼吸器リハビリテーション料の対象患者に大腸癌、卵巣癌、膵癌の患者が含まれていることを明確化する。

現行	改定後
<p>【呼吸器リハビリテーション料】</p> <p>[施設基準]</p> <p>別表第九の七 呼吸器リハビリテーション料の対象患者                      (略)</p> <p>四 食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌等の手術前後の呼吸機能訓練を要する患者</p>	<p>【呼吸器リハビリテーション料】</p> <p>[施設基準]</p> <p>別表第九の七 呼吸器リハビリテーション料の対象患者                      (略)</p> <p>四 食道癌、胃癌、肝臓癌、咽・喉頭癌、<b>大腸癌、卵巣癌、膵癌</b>等の手術前後の呼吸機能訓練を要する患者</p>

# 人工内耳の算定留意事項変更について

## 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項の見直し

- 「090 人工内耳用材料」の特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について、関係学会による指針の改正等を踏まえ、以下のとおり変更する。

### 現行

- (1) 人工内耳用材料の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種の変換等の場合は算定できない。

(2)~(4) (略)

### 改定後

- (1) 人工内耳用材料の交換に係る費用は、破損した場合等においては算定できるが、単なる機種の変換等の場合は、以下の全てに該当する場合を除き算定できない。なお、以下の全てに該当し機種の変換を行う場合には、医学的な必要性について診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。  
ア 音声言語をコミュニケーション手段とし、同一の人工内耳用音声信号処理装置を継続的に装用してから5年以上が経過していること。  
イ 関係学会の定める指針に基づき実施する語音聴取評価検査の単語検査における明瞭度が、現在使用している人工内耳用音声信号処理装置を使用した場合には80%以下であり、かつ、別の人工内耳用音声信号処置装置を使用した場合に8%以上改善すること。

(2)~(4) (略)



# 新生児聴覚検査体制整備事業

令和6年度予算案：3.5億円（3.5億円）  
【平成29年度創設】

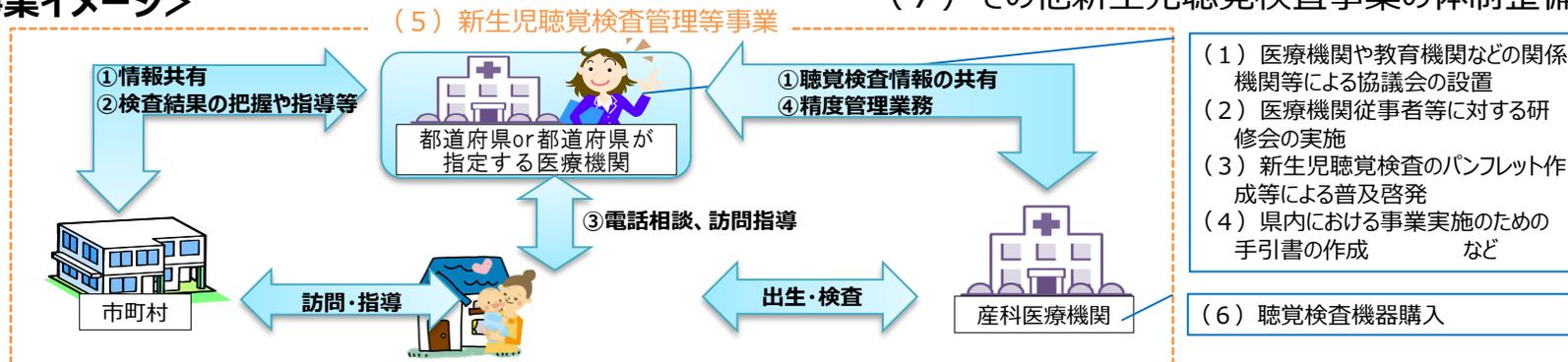
## 目的

- 聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置を行うとともに研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

## 内容

- (1) 行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関（団体）等による協議会の設置・開催（必須）
- (2) 医療機関従事者等に対する研修会の実施
- (3) 新生児聴覚検査のパンフレットの作成等による普及啓発
- (4) 都道府県内における新生児聴覚検査事業実施のための手引書の作成
- (5) 新生児聴覚検査管理等事業（R2～）
  - ① 新生児聴覚検査の結果の情報集約及び共有
  - ② 市町村への指導等
  - ③ 相談対応等
  - ④ 検査状況・精度管理業務
- (6) 聴覚検査機器購入支援事業（R2～）
- (7) その他新生児聴覚検査事業の体制整備に必要な事項

### <事業イメージ>



## 実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 2
- ◆ 補助単価案：
  - 年額 2,373,400円
  - (5) を実施する場合 年額 10,000,000円
  - (6) を実施する場合 年額 3,600,000円

## 事業実績

- ◆ 実施自治体数：43自治体（42自治体）
- ※ 令和4年度変更交付決定ベース  
括弧は令和3年度変更交付決定ベース

# 新生児聴覚検査について

## 1. 目的

聴覚障害は早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられる。このため、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施するための体制整備を進め、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ることを目的とする。

## 2. 財政支援

### ① 令和3年度まで

- 平成12年度より、予算補助として実施
- 平成19年度より、一般財源化し、「**少子化対策に関連する経費**」の内数として地方交付税措置

### ② 令和4年度以降

- 新生児聴覚検査の費用について、各市町村における聴覚検査の公費負担の実態を踏まえ、保健衛生費における算定に変更し、**新生児聴覚検査費として市町村の標準団体（人口10万人）当たり所要額<sup>(※)</sup>**を計上  
※令和5年度における金額は931千円

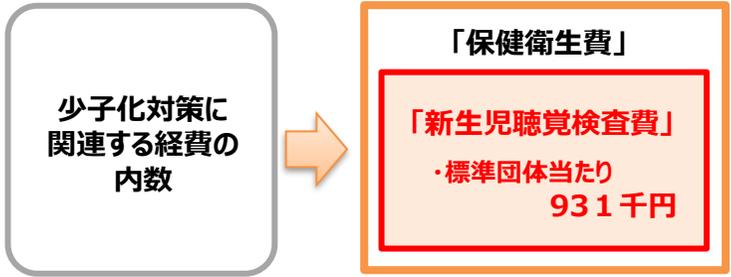
### ③ 地方交付税措置のイメージ

<令和3年度まで>

「少子化対策に関連する経費」の内数として措置

<令和4年度以降>

新たに新生児聴覚検査費として標準団体当たり9の所要額を計上

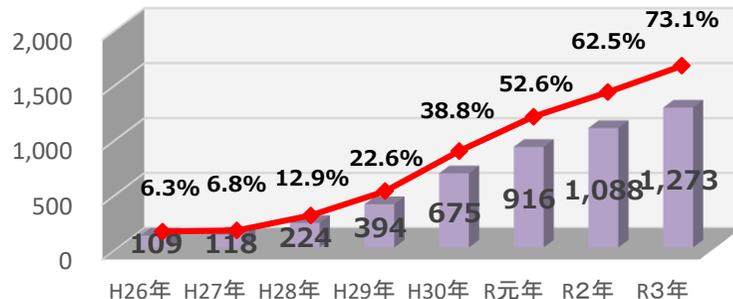


※令和5年度における金額

## 3. 公費負担の実施状況及び受検率の推移

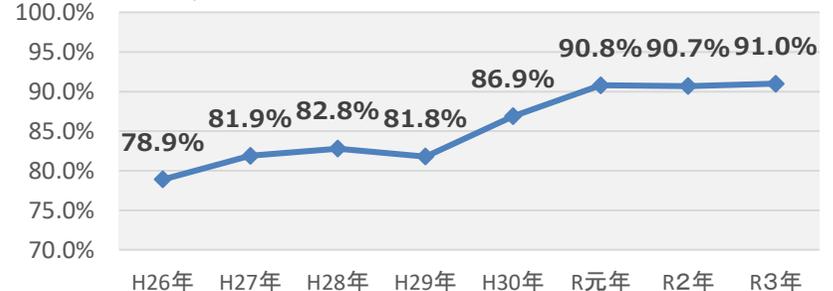
### (1) 公費負担の実施状況の推移

(公費負担実施市町村数・実施割合)



### (2) 受検率の推移

(受診率 (受検者数/出生児数))



(出典：厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ)

# 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R5年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR6～8年度

## 2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 障害者等に対する虐待の防止
- ・ 障害福祉人材の確保・定着
- ・ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ・ 障害者総合支援法に基づく難病患者等への支援の明確化
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 地域における相談支援体制の充実強化
- ・ 障害福祉サービスの質の確保
- ・ その他(地方分権提案に対する対応)

## 3. 成果目標(計画期間が終了するR8年度末の目標)

### ① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R4年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R4年度末の5%以上削減

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数: 325.3日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 13.8万人  
(R2年度の17.1万人と比べて3.3万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 68.9%以上、6ヵ月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上  
(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

### ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 市町村地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
- ・ 強度行動障害を有する者に関し、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める(新)

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R3年度の1.28倍以上
- ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所: 就労移行支援事業所の5割以上(新)

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・ 都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進(新)
- ・ 就労定着支援事業の利用者数: 令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合: 2割5分以上

### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターの設置: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築
- ・ 都道府県による難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定。都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築。
- ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等: 市町村又は圏域に1か所以上
- ・ 都道府県は医療的ケア児支援センターを設置(新)
- ・ 都道府県及び政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置(新)

### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- ・ 市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等(新)

### ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

- ・ 都道府県や市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

# 聴覚障害児支援中核機能強化事業

〈児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金〉

令和6年度当初予算案 177億円の内数（208億円の内数）

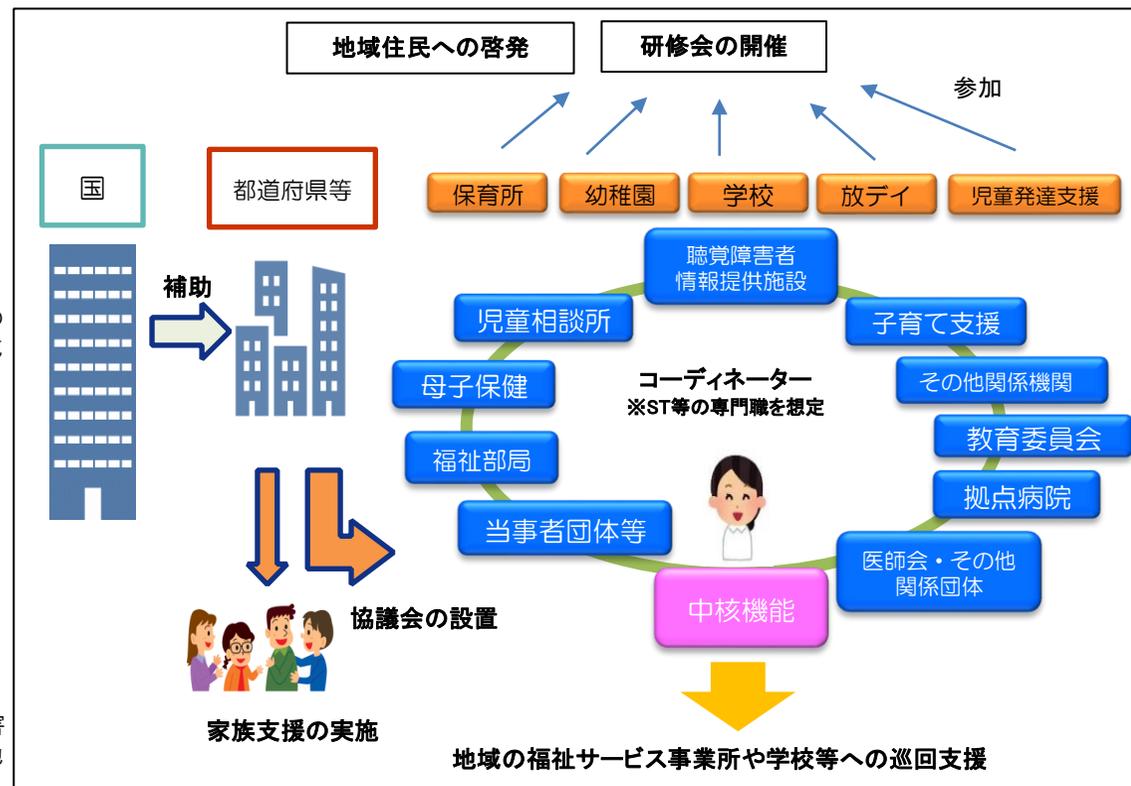
## 1 事業の目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、早期からの切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。このため、福祉部局と教育部局の連携の下で、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

聴覚障害児の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保して1～5の事業を実施する。

1. 聴覚障害児に対応する協議会の設置  
医療・保健・福祉・教育の関係機関等から構成される協議の場を設置し地域の聴覚障害児の支援ニーズや支援機関・事業所等の現状把握、分析、関係機関の連絡調整等を通して地域の課題の整理及びその対応策・支援体制の充実の検討を行う。
2. 聴覚障害児支援の関係機関の連携強化  
医療・保健・福祉・教育等の関係機関・事業所等の役割の明確化や取組の情報共有、ネットワーク化等により、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の構築を進める。
3. 家族支援の実施  
・家族等の精神面のサポートも含めた相談援助を行う。  
・聴覚障害児や家族等の交流の機会を確保する。  
・こどもとその家族が必要な情報を得るための環境を整備する。
4. 巡回支援の実施  
保育所、幼稚園等、障害児通所支援事業所、学校等を訪問する等して聴覚障害児への支援方法の伝達や専門機関の紹介等の助言・援助を行う。
5. 聴覚障害児に関する研修・啓発  
保育所、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等の職員に対する聴覚障害児の支援に関する研修会の開催や、市民講座の開催等により、人材育成と地域住民への啓発を進める。



## 3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市  
【負担割合】 国 1 / 2 都道府県・指定都市・中核市 1 / 2

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における聴覚障害のある児への対応について

## ケアニーズの高い児への支援の充実

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

- 人工内耳を装着している児に支援を行った場合を評価

### 《人工内耳装用児支援加算》

**【現行】** 445～603単位/日

※主として難聴児を支援する児発センターにおいて支援する場合



### **【改定後】**

(Ⅰ) 児発センター（聴力検査室を設置） 445～603単位/日

(Ⅱ) その他のセンター・事業所 150単位/日

※医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援

- 視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合を評価  
(視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算)

**新設** 《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算》 100単位/日

## 現状・課題

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。

現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用した教育相談等に係る支援体制や必要な情報発信を強化することにより、聴覚障害児に対する支援のさらなる充実が求められている。

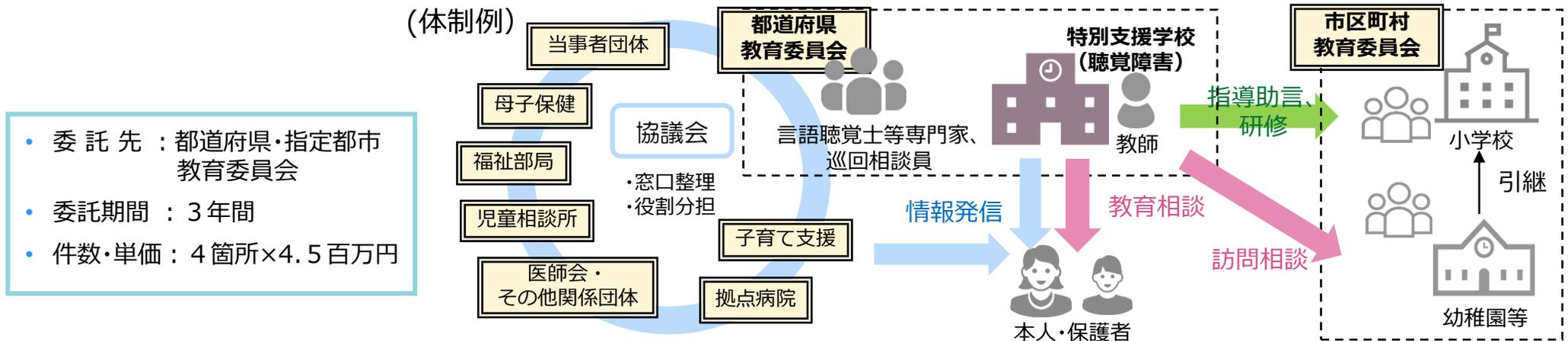
## 事業内容

### I. 就学前の教育相談の充実

- 特別支援学校(聴覚障害)を中核とした教育相談の機能強化
  - ・特別支援学校教師の専門性向上のための専門家（言語聴覚士）の活用
  - ・域内幼稚園・小学校等と連携した効率・継続的な教育相談の在り方の研究
  - ・域内小学校や公立施設を活用した教員の訪問教育相談等の在り方の研究
- 情報発信の機能強化
  - ・保護者に対し、福祉・医療等も含めた活用可能な支援情報の発信

### II. 切れ目ない支援の充実

- 幼稚園、小学校等の支援の質向上
  - ・専門家や特別支援学校（聴覚障害）のセンター的機能を活用した幼稚園等や小学校への指導・助言
  - ・幼稚園等や小学校の教師向けの研修の実施・開発



担当：初等中等教育局特別支援教育課